

《翻訳》

F.H. ヒンズリー 『権力と平和の模索
—国際関係史の理論と現実—』 1963年（XVIII）

F.H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice
in the History of Relations between States* (C.U.P., 1963)

佐藤 恭三

第14章 国際連盟の挫折

国際連盟（以下、連盟と略記）にとって不幸なことは、連盟が異常なまでの国際的不均衡という条件の下で設立されたことである。また、この事実は、連盟の挫折に関する我々の研究にも不幸な結果を齎して来た。国家間関係の歴史と性格に関して我々が知り得るすべてのことが、連盟は設立された当初から挫折を余儀なくされており、また、当初設立されたように作り上げられざるを得なかったことを示している。しかしながら、連盟の挫折を説明しようとする連中は、多くの場合、連盟自体は健全な原則に基づいていたにも拘らず、不運に見舞われたために、或いは、時期尚早であったために挫折したと主張する。また、そうした輩の中には、連盟挫折の理由を、構想としては健全であったが、その構想を支える諸原則の適用を誤ったため、或いは、その適用が不充分であったためであると主張する者もいる。

連盟の挫折の原因を時期尚早、或いは不運に見舞われたことにあるとする議論は二つの形態をとる。その一つは次のような主張である。連盟の創設者たちは、正常な世界においては、連盟は十分に機能を発揮できると考えていたのであるが、不幸にも、連盟がその機能を発揮しなければならなかった世界は、異常なほどの

不安定な状況に見舞われていた。しかも、連盟規約の起草者たちは、侵略的国家群が勃興しつつある事態を見逃しただけでなく、世界の平和的・進歩的諸国民の間にも、厭戦気分が横溢していた事実を考慮に入れようとしなかった。このように考える連中は、正常な世界でありさえすれば、また、それほどまでに種々の問題に苦しめられなかったならば、連盟は生き長らえただろうと主張する。つまり、不運に見舞われたために挫折したと言うのである。同列の考え方ではあるが、問題をそこまで悲観的に捉えない輩もいて、世界の不安定性に直面しようがしまいが、たとえ如何なる状況に見舞われたとしても、連盟はもう少しのところで成功していたはずだと彼らは主張する。つまり、フランスがもう少し理性的であったならば、イギリスが連盟支持の保証をもう少し断固として行う意思を示していたならば、連盟がその設立当初からヴァイマル共和国 (Weimarer Republik) [第一次世界大戦後の1919年、ドイツ社会民主党を中心とする左派勢力が糾合して成立した民主政体。多額の賠償金を始め、オーバーシュレジエン (Oberschlesien) 地方のポーランドへの割譲など様々な難題に直面し、政治的に安定していたとは言い難いが、他方、文化・芸術の分野では、「ヴァイマルの自由」と呼称される独創的な一時代を劃した。しかしながら、1933年のヒトラーの首相就任、翌34年の総統 (*Der Führer*) 僭称以降、共和政体は実体的には形骸化した。訳注] に対して、あれほど不寛容な態度で接していなかったならば、アメリカが連盟への参加を頑なに拒絶していなかったならば、ロシアの連盟への参加がもっと早かったならば、さらには、カーゾン卿 (George Nathaniel Curzon, 1st Marquess Curzon of Kedleston, 1859–1925) [インド総督 (1899–1905年) 及び外相 (1919–24年) を歴任した保守党の政治家。ヴェルサイユ条約下におけるフランスのドイツに対する過大な賠償請求の仲裁者の役割を全うできなかった。訳注] に代わって、セシル卿 (Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, 3rd Marquess of Salisbury, 1830–1903) [19世紀末葉から20世紀頭頭にかけて首相を3度、外相を4度歴任した保守党の政治家。自国の国益のために、ヨーロッパ列強諸国間の勢力均衡と植民地の保全を目的とした「栄えある孤立 (*splendid isolation*)」を推進した。訳注] がイギリスの外務大臣になってさえいたならば、連盟は成功していたに違いないと言うのである。

連盟挫折に対するもう一つの態度も似たり寄ったりである。即ち、連盟構想全般の健全性に疑問の余地はなかったのだが、その構想を実行に移す過程で過ちを犯し、その過ちから立ち直ることができずに挫折したと主張する。この立場に立つ連中は、連盟規約をヴェルサイユ講和条約自体と切り離すべきであって、一体化すべきではなかった。何故ならば、その結果として、一方では、連盟構想に対する諦観と幻滅を抱かせ、他方では、唯でさえ不安定な「現状」(*status quo*)の維持に汲々としている印象を与えたからである。或いは、敗戦国を直ちに、しかも戦勝国と同等の立場で、加盟させなかったことが戦術的な過誤であったと主張する。さもないれば、連盟構想に内在する諸原則が、当初において、厳格に適用されなかった事実に連盟挫折の原因を求める。つまり、連盟は国家主権概念を始めとする諸々の不都合な事態に遭遇して、妥協に走り過ぎたと言うのである。例えば、連盟の議決には満場一致であることが求められるが、このことによって、連盟の凡そすべての活動が窒息状態を呈することになった。というのは、事の性格が如何なるものであれ、自国の利益と相反する恐れのある行動を阻止しようとする加盟国が必ず出て来るからである。こうした度重なる妥協の結果として、加盟諸国による連盟規約の履行が不可能になり、挫折への道を辿ることになった。つまり、連盟が掲げた諸原則には、本来与えられて然るべき正当な実験の場が与えられていなかったと言うのである。

上述したような見解は一般人の素朴な意見であって、国家間関係の歴史を専門とするプロフェッショナル連が熟考した上での主張ではないという反論が寄せられるかも知れない。しかし、彼ら専門家たちのこの問題に関する主な研究成果にしても、既述の一般人の見解に代わる新たな見解を産み出しているわけではなく、専らそれら多種多様な見解を集大成化しているに過ぎない。曰く、連盟への信頼は、ロカルノ条約〔1925年10月5日から16日にかけてスイスのロカルノ (Locarno) で合意に達し、同年12月1日にロンドンで調印されたドイツを含むヨーロッパ列強諸国間の諸条約。西欧諸国間の国境線が確認される一方で、ドイツと隣接する東欧諸国の領土劃定が放置され、ドイツの進出を懼れる東欧諸国の反発を招いた。第二次世界大戦勃発直前の英・仏両国による「宥和

政策」(appeasement)の先例と言われる。訳注]以降の状況の推移の異常性——「経済恐慌と軍事的侵略」——によって揺らいだのであり、満州事変を契機として、連盟は暴力の行使と暴力行使の脅威に伴う深刻な事態に対処出来なくなったのであり、こうしたことが「連盟が挫折した直接的な原因である。」次いで、「連盟の挫折には数多くの要因が挙げられるが、中でも、アメリカが設立当初から連盟に信を置いていなかったこと、さらに、連盟創設時の諸事情に加えて、連盟そのものと第一次世界大戦の戦後処理を目的としたヴェルサイユ講和条約との密接不可分な結び付きのために、独・ソ両国が反対の姿勢を崩さなかったことが特に重要な要因である。仮にこうした障害がなければ、当時の世界が抱えていた基本的な諸問題を解決しようとした連盟の努力が報われた可能性は少なくなかった。」その上、連盟の機構面及び議決に至る手続き面での更なる整備がなされていたならば——とりわけ、連盟事務局が広く世界各国の国民一般と直接的に接する権利を与えられていたならば——、連盟は実際以上にその機能を発揮していたに違いない。さらにまた、連盟が制裁措置の自動的発動を可能とする手立てを講じていたならば、加盟諸国が集団安全保障に対して各国の義務履行を担保する何らかの方法を採り入れていたならば、或いは、連盟が政治紛争の処理や「現状」の平和的変更に資する確たる手続きを有していたならば、連盟は実際以上にその機能を発揮していたに違いない。しかしながら、一旦組織としての枠組みが附与された以上、連盟の機構や議決に至る手続きの改編は凡そ不可能であり、改変の試みがなされた時には、例外なく加盟諸国間の思惑の違いによる論争が持ち上がった。従って、連盟は設立当初と同じ連盟であり続けたのであって、加盟諸国政府間の連盟体ではあっても、世界の諸国民間の連盟体ではなかった。以上が連盟の研究を専らとするプロフェッショナルたちの大筋での主張である。⁽¹⁾彼らの主張は、換言するならば、連盟を死に追い遣ったのは不運に見舞われたからでも、連盟の運営が拙劣だったからでも、連盟発足時のスタートに失敗したからでも、連盟に寄せる信頼が欠如していたからでもなく、謂わば、こうした各種の要因が総体として連盟を死に追い遣ったというものである。

上記の見解は個別的に見ても、総体として見ても、的を射ていないと言わざるを得ない。連盟設立時の世界が政治的に想像を絶する不安定な状況の只中であつたと捉え、この点での不運を嘆くのはないものねだりの発想の域を出ない。国家間の政治的組織体が成功裡に設立される条件として、不安定性の残滓はおろか、侵略的な国家も存在し得ない「正常な」(normal)世界の出現を俟たなければならぬとするならば、その出現は未来永劫に亘ってあり得ないだろう。その上、不安定要因が皆無の世界にあっては、国際的組織体の必要性など起こり得ない。さらに、この見解は、侵略的な国家が実際に侵略行為に走り、戦間期の深刻な問題がその頂点を迎える前に、既に連盟がその本来の目的を果たしていなかった事実を見過ごしている。この不運あの不運に見舞われなかったならば、連盟は成功していただろうという偶発理論 (accident theory) に対しては、たとえ成功への道を妨げるこうした一連の障害に見舞われなかったとしても、別種の諸々の障害に遭遇したに違いないと確信を持って応じることが出来る。同じことが連盟の機構面、手続き面の批判に対しても当て嵌まる。ウィルソン大統領が連盟規約をヴェルサイユ講和条約から切り離そうとする試みにその都度異を唱えなかったと仮定した場合、連盟規約が加盟諸国に受け入れられることはあり得なかった。また、敗戦国の連盟からの除外と満場一致の原則は賢明な措置とは言い得ず、現在この点を悔やむ者がいることも事実ではあるが、しかし、この二つの点は、丁度ロシアの除外とアメリカの不参加が連盟設立当初の世界情勢の中での中心的問題であつたと同様に、連盟が拠って立つイデオロギーにとって極めて重要な二大要素だつたことを認識すべきである。これら不満足な見解の中でもその最たるものが、連盟の挫折をその不支持に、或いは、構想としての遠大性と革新性の欠如に帰する見解である。これは問題点をはぐらかすことにしか役立たない。何故ならば、連盟がより一層の遠大性を持ち得なかったその理由と、設立当初のような支持を得られなくなったその理由を我々が必死に探ろうとしている時に、連盟は挫折したから挫折したと言うのと同義だからである。

敗戦国の除外と満場一致の原則という問題に目を向けると、まず最初に我々が

疑念に感ずるのは、いずれの説明にも一つの前提が否定し難く通底していることである。それは連盟設立の構想と原則には何ら非現実的な点がなかったという思い込みに起因する憶断であり、さらに、連盟構想とそこに盛られた諸原則が修正らしい修正を施されることもなく、17世紀に提起された構想とほとんど変わらぬ姿形であることに思い至ると、その疑念が一層増幅されざるを得ない。連盟と同じ目的を有し、連盟が直面したと同種の障害に遭遇せざるを得なくなる国家間の政治機構を設立し運営するには、20世紀後半の現代においても、克服すべき二種類の障害が付き物であることを我々は忘れ去るわけにはいかない。

最初の障害は、国家間の政治機構——それが如何なる機構であれ——が設置される以前に克服されなければならない障害であり、ヨーロッパが17世紀前半のシュリヤ18世紀初頭のサン＝ピエール〔兩名の構想については、本書第2章で詳述。訳注〕に長期に亘って頼って来たのは何故なのか、また、彼らの構想が連盟という形態をとって現われ、その結果、必然的に不完全な試みであることを免れず、尚且つ、史上初めての試みとしての試練を甘受せざるを得なかったその理由を余すところなく説明することになる。この種の障害は、初期の平和構想を唱導した平和主義者たちの一人の言葉に端的に示されている。「本構想が成功裡に実現されるには、キリスト教を信奉するヨーロッパの王位諸公間に意見の一致さえ見られるならば、それほど難しいことではない。」これはシュリの言葉である。こうした発想に対して、プロイセンのフリードリッヒ大王(Friedrich II, Friedrich der Große, 1712-86)〔フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世の王位後継者として、ヨーロッパにおけるプロイセンの大国としての存在を確かなものにした。政治、経済、文化等の近代化を推進し、啓蒙君主として知られる。訳注〕は、サン＝ピエールの平和構想に言及する形で、その甘さを冷笑気味に次のように衝いた。「事は以下の否定的な状況を覆すことさえ出来れば、至極容易に実現可能である。構想実現に向けて何が欠けていると言って、些細な点はともかく、ヨーロッパ諸国民の意見の一致こそが欠けている。」換言するならば、18世紀以降、ヨーロッパ諸国民の意見の一致こそが、王位諸公の意見の一

致以上に重要性を際立たせて来たのであって、この点で、この種の障害の困難さは減少するどころか、ますます増大して来たのである。この事実を看過する或いは過小評価する連中は、信頼するに足りるのは君主連よりも諸国民であると判で押したように言い張るのだが、彼らが現実を正しく捉えているとはとても言えない。ヨーロッパの統一への動きに対する最大の障害は、各国政府が統一を欲して来なかったということではなく——政府はこの点ではむしろ熱心に推し進めようとした——、諸国民間の利害と感情に基づく反対の動きなのである。さらに、次の事実を思い起こす必要もあろう。近現代の国際的機関は、嘗てのキリスト教的ヨーロッパ諸公の意見の一致以上のことが求められているということである。異なる歴史を有し、異なる発展段階にある各種各様の政治共同体から成る20世紀の世界にあっては、キリスト教的ヨーロッパの統一を信ずる正当性が多少なりとも存在し、その確信に基づいて史上初めて平和構想が唱導された時代——現代においても、相も変わらずこの時代の平和構想に依拠し、その実現に努力を傾注しているのだが——とは比較にならないほど、国際的機関の設立が成功する確率は低くなっている。

連盟が統制力のない緩い組織体とならざるを得なかったのは、こうした設立以前から存在した障壁のためであって、例えば、連盟が国家統合 (federation) という形態を採り得なかったのは語るまでもなく明らかである。国家統合への道が18世紀にアメリカ合衆国の建国の父祖たちによって成功裡に開拓されたと捉え、さらに、科学技術上の距離的隔たりがアメリカ一国規模にまで狭まった1918年の世界にあっては、彼ら建国の父祖たちの理念と成果がヨーロッパにおいても、或いは世界的規模においても、実現されないはずはないと主張する向きもある。しかしながら、歴史家に認識を迫って来たことは、アメリカ合衆国の建国とその後の国家間関係の在り方の類似性ではなく、むしろ両者間の相反する要素の増大である。アメリカ建国の際の植民地は、1918年当時のヨーロッパ諸国とも、また言うまでもなく、世界各地の様々な諸国とも異なり、強力且つ統一された個別の政治機構が歴史的に存在していなかった事実はさておき、言語、血統、習慣、法律、

社会制度等凡そあらゆる面で同質的な社会であった。アメリカは建国以来単一の帝国として存立して来た点で首尾一貫しているのもあって、これは世界の大多数の諸国にとって嘗て経験したことのない事態であるとともに、ヨーロッパ諸国にとっても、ローマ帝国の瓦解以降絶えて久しく経験したことのない事態だったのである。問題とすべき点は、これに止まらない。アメリカの経験とその他の諸国の経験にはこうした差異があることは、大多数の国際主義者も認めているところであり、ヨーロッパの分立状態の克服、延いては広く世界の分立状態の克服に対する関心と意思が充分にあれば、差異が如何なるものであれ、乗り越えられたはずだと彼らが主張することに取り立てて反対する理由はない。19世紀までのアメリカの状況——この点では、統一国家に向けてのドイツの経験を含めることも出来る——とより広範な世界的規模での状況や経験の真の違いは、まさにこの関心と意思のスケールの違いにあると言えるからである。仮に国家統合への意思が1918年当時存在していたとしても、現実に国家統合の国際機関が設立されていたとはとても思えない。国家統合への一定の関心と意思を示す可能性を胚胎する今日のヨーロッパの状況に敷衍するならば、依然として国家統合実現への道は凡そ可能性がないと言わざるを得ない。様々な難題と遷延行為に苛立つ統合論者たちは、現今、その主張をヨーロッパの国家統合の段階的達成にシフトさせているが、しかしこれは、達成されるものが如何なる形態のものであれ、政治的統合からは程遠い組織体にならざるを得ないという点で、自己撞着的言辞とほとんど変わらない。歴史に関する限り、「意思あるところに道は開ける」という格言は必ずしも当て嵌まらないのである。本題に戻って、連盟の場合に関しては、上記の点を強調するまでもない。何故ならば、1918年段階には国家統合への関心も意思もともに皆無だったからである。この時点で捜し求められたのは、未曾有の危機を体験した直後の国家間関係の新たな船出ではあったが、連盟参加諸国個々の歴史的制約の中で模索されたのは、諸国民の統合 (merger) からは程遠い各国政府間の連盟、即ち国家連合的 (confederal) 連盟体だったのである。

ところで、1918年当時においては、国家連合 (confederation) の樹立は国家統

合 (federation) の樹立ほど困難ではなかった。国家連合的システムとはこれまで縷々述べて来た国際的機関の発足時に逃れる術もなく直面せざるを得ない障壁に対して最大限譲歩するシステムだからである。しかし、他方、正に同じ理由から言えるのであるが、国家統合以上にその組織を動かし維持する上で困難な政治システムがあるとすれば、それは国家連合的システムである。国家連合的システムが単一の政治システムとして存立するか、或いは、事例としてはより頻度が高いのだが、分裂と崩壊の道を進むかの二者択一を余儀なくされなかった歴史的事例を見出すことは出来ない。アメリカ合衆国の建国の父祖たちにしても、世界で最初の国家統合的システムの実現を自覚的に追い求めたわけではない。彼らが志向し創り上げたのは国家連合体であり、それが時の経過に伴う分裂と崩壊の危機に遭遇して、徐々に中央集権的な国家統合的システムへと衣替えして行ったのである。連盟の場合は、とにもかくにも発足させるためには、分裂と崩壊という危険性を避けて通らなければならず、従って、権能面においても機能面においても、現時点でそうあれかしと期待するほど急進的でも広範にその影響力を行使するものでもあり得なかった。主権を有する加盟諸国の利害保全に対する何らかの保証が必須だったのであり、また、加盟諸国の行動の自由を担保するための逃げ道を残しておかざるを得なかったのである。

紛争解決の取り極めとして、連盟は前代からの仲裁裁判と司法的解決の考え方を踏襲している。曰く、紛争当事国間で仲裁裁判或いは司法的解決に付し得るとの合意が成立した場合に限って——つまり、法律上の係争に限って——、こうした手段に持ち込むことを約し (第13条第1項)、さらに、加盟国は判決の誠実な履行を誓約する (第13条第4項) 一方で、判決に不服な場合は、判決通達後3ヶ月経過するまでは、戦争という手段に訴えることを控えることで良しとしている (第12条第1項)。仲裁裁判や司法的解決での審判に付し得ない政治的紛争に関しては、連盟理事会の審議に付託することが出来ると連盟規約は規定している (第15条第1項)。但し、この場合、仲裁裁判の歴史的発展に伴って来た制限条項が盛り込まれていた。曰く、「紛争當事國ノ一國ニ於テ、紛争カ國際法上専ラ該

當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ、聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ、聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス」(第15条第8項)。さらに、連盟の調停に付託する必要が認められる場合においても、当事国はその調停勸告を受諾する義務を負わない。即ち、調停勸告が全会一致の場合、当事国に要請されるのは戦争という手段に訴えないということに過ぎず、また、全会一致が得られない場合には、第12条第1項の規定に従って、勸告を遵守しない一方の当事国に対する戦争行為の発動を3ヶ月間行わないことを約するに過ぎない。同様のことが第19条についても言える。「聯盟總會ハ、適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ継続ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ慫慂スルコトヲ得」と規定し、法的には有効であっても、時の経過に伴って平和を危殆に陥れる懼れのある加盟諸国間の条約や協定の改定を促し、改定勸告の権能を連盟總會に附与していた。しかし、その勸告は全会一致でなければならず、しかも、加盟諸国を拘束するものではなかった。こうした妥協的な諸規定を回避する道は、唯一つ、連盟總會が個々の加盟国より上位に位置する真の立法機関としての権能を有する場合に限られていた。

加盟諸国の国内管轄権に係わる紛争を連盟の審議対象から除外していたこと以上に、連盟の紛争解決の有効性を著しく阻害していたのが、全会一致の原則（紛争当事国は除外する）である。この原則のため、規約第19条が適用されることはほとんどなかった。少なくとも、1929年以降には一度もない。一部の加盟国に拒否権を附与することによって、連盟の活動が著しく阻害されることになるのは、連盟設立以前から既に周知のことであって、まさしくこうした理由から、連盟は付託された紛争をほとんど成功裡に処理出来なかったのである。連盟は、その全存続期間を通じて、連盟規約の条項或いは加盟諸国間の条約条項の下で、66件の国際紛争の解決を付託されたが、その内11件の紛争については、解決に導くことが出来なかった。しかも、未解決に終わった紛争ほど重大案件だったのである。20件の紛争が通常の外交チャネル、即ち、加盟国間の斡旋、大使級会談、臨時特

別会談等に付託された。連盟は残余の紛争35件を何らかの解決へと導いたが、その内解決に至るまでに戦闘行為を伴った紛争は、4件——アルバニア、ユーゴスラヴィア、ギリシャ3国間のアルバニア国境紛争 (Albanian frontier dispute, 1921-24年)、イギリス、イラク、トルコ3国間のモスール紛争 (Mosul dispute, 1924-26年) [第一次世界大戦直後に旧トルコ領のモスール周辺で発見された石油資源の争奪を巡る3ヵ国間の紛争。連盟の審判の結果、モスールはイギリスの委任統治領の一部と再認定された。訳注]、ブルガリアとギリシャ2国間のデミール・カプ紛争 (Demir Kapu incident, 1925-26年) [1919年、ブルガリアの領土割譲を定めたスイイ条約 (Treaty of Neuilly) 成立後、両国間に国境紛争が頻発。1925年、ギリシャ軍がブルガリアに侵攻したのを受けて、連盟の裁定に持ち込まれた。訳注]、コロンビアとペルー2国間のレティシア紛争 (Leticia incident, 1932-35年) [レティシア駐屯のコロンビア軍守備隊がペルー軍に放逐され、これにコロンビア軍が応酬。軍事的衝突の長期化に伴い、両国間の開戦が懸念されたが、連盟の仲裁によって危機を脱した。訳注] ——に過ぎなかった。但し、戦闘行為を伴った上記4件の紛争については、いずれの事例も、仮に連盟という国際機関が存在していなくても、戦闘行為の有る無しに拘らず、連盟の決着とほぼ同様の解決に至ったことは確信を持って言い得る。

連盟の上述の経歴から、「重大な政治的紛争に適正に対処するには、連盟が所持していた以上の権威を連盟に附与しなければ、紛争解決は極めて困難であることを連盟の経験は教えている」との結論が導き出されて来た。⁽²⁾このこと自体は議論するまでもなく自明のことではあるが、しかし、そこから学ぶべき教訓は、連盟の権威がより高いものであったら、こうした弱点から逃れられたらろうということではなく、より高い権威を連盟に附与する状況になかったからこそ、弱点を露呈せずにはおれなかったということではなければならない。連盟は、人類にとって、政治分野における国際的規模の実験に伴うディレンマの一つを、身を持って体験させた最初の試み——最後の試みではなく——だったのである。この方向への努力と試みはすべて、次の二つの道のどちらか一方を歩まざるを得ない。一つの道は、主権国家の統合——それが部分的な統合であれ——には、何らかの困

難が随伴せざるを得ないという現実を頭ごなしに否定する道であり、この場合、当初直面する障害を前にして、一歩たりとも前進することが出来ない。もう一つの道は、立ち塞がる障害の存在を認め、その上でそれら障害との妥協を模索する道である。この場合には、統合の成功に不可欠である最低限の中枢部の権威を確立しようとする設立当初の動きは必然的に中途半端に終わらざるを得ない。

ディレンマはこれに止まらない。これまで縷々述べて来たのは、連盟の創設者たちが独立した主権国家の存在から派生する諸問題に直面し、それに対してどのように妥協して来たかを中心とした議論であった。ところで、連盟規約は、一方では必要に迫られてこうした問題点の存在を認めつつも、他の条項ではその存在そのものを無視しているのである。連盟の挫折は、これまでの議論で明らかにされた制約条件の下では、その有効性が限定的にならざるを得なかったためということよりも、むしろこれから検討に付す規約条項の中に組み込まれた加盟諸国に対する更なる義務から齎されたと言える。そこでは設立当初の障害の許容範囲を超えて、連盟をさらに革新的なものにしようとする試みがなされており、こうした革新的試みこそが連盟の行く末に影を落とした第二の障害なのである。

規約第16条を最初に取り上げて見る。第1項で、「第一二条、第一三条又ハ第一五条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ総テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス。他ノ総テノ聯盟国ハ、之ニ対シ直ニ一切ノ通商ト又ハ金融上ノ関係ヲ断絶シ、自国民ト違約国国民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ、且聯盟国タルト否トヲ問ハス他ノ総テノ国ノ国民ト違約国国民トノ間ノ一切ノ金融上、通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス」と自動的な経済制裁を明確に規定している。第4項では、「聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟国ニ付テハ、聯盟理事会ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟国代表者ノ聯盟理事会ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ、聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ声明スルコトヲ得」と述べ、規約に違反した場合には、連盟からの除名処分があり得ることが明記された。さらに、第10条を見てみると、そこでは「聯盟国ハ、聯盟各国ノ領土保全及現在ノ政治的独立

ヲ尊重シ、且外部ノ侵略ニ対シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス。右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ、聯盟理事会ハ、本条ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」と外部からの侵略に対する領土の保全と政治的独立を擁護する義務を加盟諸国に課している。国際機関設立に伴って第二の障害となったこれらの義務が、加盟諸国によって実際に遵守されていたと仮定した場合、その他の点での成果がどれほどのものであれ、国家間関係における戦争と紛争を回避することはおろか、却って、紛争の激化と戦争の拡散を齎すだけだったはずである。それ以外ではあり得なかったと言えよう。何故ならば、連盟構想をこの方向で推し進めて行くと、最終的には、一方では、既存の秩序に不満を持つ諸国がその改変を目指して武力を発動し、他方では、既存の秩序の改変を望まない諸国が改変の動きを封ずるために対抗措置に出るという高度に武装化された世界が現出することにならざるを得ないからである。しかも、この高度に武装化された世界は、先に述べた連盟規約の義務規定が拠って立つ考え方の核にあるものの論理必然的な結果なのである。

連盟規約の義務規定の基本的な考え方と構造は、あらゆる戦争を不道徳なものと思われ、あらゆる変化を回避すべきとするところに依拠しているのではない。名誉ある解決の達成が平和的手段を通じて可能な状況下において、戦争という手段に訴えた場合、第16条の規定に従って、制裁が課せられ武力行使が発動される。規約上具体的に挙げるならば、仲裁裁定に従わず戦争を開始した場合（第12条第1項）、判決を遵守する国家に攻撃仕掛けた場合（第13条第4項）、連盟理事会の勧告が全会一致の表決を得られた場合（第15条第4項）である。連盟規約はその他の場合の戦争行為を違法とはしておらず、制裁を課することもなかった。また、規約は、同じ精神に基づいて、「現状」の平和的改変の環境が変化した結果、加盟諸国間の合意による調整が不調に終わった場合、戦争という手段に訴えることの正当性を認めており（第19条）、このことによって、第10条「聯盟国ハ、聯盟各国ノ領土保全及現在ノ政治的独立ヲ尊重シ、且外部ノ侵略ニ対シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス。右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ、聯盟理事会

ハ、本条ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申ス」という規定は、事実上有名無実なものになっている。つまり、連盟規約の考え方は、実態的には、正義の戦争と不正義の戦争という中世的な二分法に基づいたものであった。不正義の戦争を行う国家に対しては——規約第12条、13条或いは15条に違反して戦争を行使する国家、及び「現状」の平和的改変の達成に意を払わず或いはその改変を受け入れる意思のない国家に対しては——、この種の戦争は不法行為であり、この種の戦争を引き起こした国家は犯罪国家であり、この種の国家は文明化された世界の一員として許されるべきではない、という立場に連盟は立つのである。従って、ウィルソン大統領が「今後、何人も世界の世論が認めることの出来ない目的を以てする世界平和の擾乱行為に対して、中立であることは出来ない」と言明し得たように、中立的立場が入り込む余地はなかったのである。

不幸にして、この黒か白かという二分法的考え方は、「言うは易し、行うは難し」の一類型であった。第一に、この考え方は連盟設立時に表明され、強く支持された別種の意見と矛盾していた。連盟には、その設立当初から、平和の維持を目的として設立されたということを根拠に連盟を支持する者の他に、不正義の戦争に対しては戦争行為をも辞さないという姿勢を堅持する限りにおいて、連盟支持を打ち出した者もいた。暫時の間、この両極端の支持問題は、無法国家に対しても戦争に訴える必要はなく、経済制裁や世論の喚起等戦争以外の手段を採るならば、戦争の十分な抑止力になるという確信が共有されていたために、焦点が定まらぬまま曖昧化されていた。対蹠的なイメージを持った二つのグループが一樣に連盟支持に回ったのは、この確信があったためである。しかし、この「蜜月時代」は長くは続かなかった。やがて更に深刻な問題——政治的紛争の解決も、審査と議論を前提にした「現状」改変の導入も、ともに困難ではないという信念によって、当面表沙汰になっていなかった問題——が表面化して来た。この信念が間違いであって、武力 (force) に訴える機会が少なくなるどころか頻発することが予想される段階になって——その上、経済制裁と世論が戦争発動の然るべき抑止力として働くという期待にも拘らず、一旦武力行使が必要とされる場合のそ

の武力は、戦争という形態の武力になる可能性に気付いた段階になって——、加盟諸国は一斉に参戦を義務付けている規約条項の回避に走り、その結果、連盟の運命が窮まったのである。

この楽観的な信念が、1918年以降に勢いを得た政治的状况下において、現実適用出来なかったのは飽くまでも一時的な現象だったと主張する向きもある。確かに、連盟が挫折した理由の説明としては、これで充分と言えなくもない。しかし、連盟が成功裡に運営されていたと仮定した場合に、果たして連盟の未来がどのような姿になっていたかに思いを巡らせると、そこで気付かざるを得ないのは連盟が抱えていた欠陥の不変的永続性である。国家間における平和的な「現状」改変や平和的な解決を達成したいという期待の前に立ちほだかるディレンマは、国家間の争いごとが回避される限り、そこには改変も解決も、況や、平和的な改変も平和的な解決もあり得ないということである。近現代の歴史を通じて、武力を現実に行使しないまでも、武力行使の可能性の助けを借りずに——つまり、平和的に——、国家主権の所在が改変される、或いは領土の移譲がなされた事例は、片手で数えられるほどしかない。国家間の合意や「現状」の改変は、武力の現実的行使によってそれを達成するという選択肢を採らないとしても、時には、武力行使の可能性がそれを実現へと向かわせるのであり、また、時には、この可能性こそが国家間の合意や「現状」の改変を不可能にするのである。

上述したように、連盟が全加盟国の支持を勝ち取るためには、連盟自体が強制執行機関でなければならなかったのである。望ましくない「現状」の改変を阻止するためには、侵略行為に対して常に武力を行使する用意がなければならなかった。同様に、侵略を未然に防止するためには、つまり、望ましい「現状」の改変、或いは国家の相対的力や要求という見地から判断して回避し得ない改変を実現するためには、常に武力を行使する用意がなければならなかった。見解の相違や利害の衝突という問題を克服するためには、執行部に権力を集中させ、総会の場での多数決原理や全会一致の原則を捨て去らなければならなかった。その上、アフリカの小国コンゴにとって、国際連合が一筋の光明であったように、連盟も数多

くの諸国から一筋の光明と受け取られないはずはなかった。しかも、歴史上、一国内の内戦や革命が少なく見ても戦争と同じ頻度で勃発して来た事実を想起するとともに、連盟の辿った道があのような道である限り、連盟の挫折は避け得なかったのである。国際的な秩序の樹立にほぼ成功した歴史上の人物が、アレクサンダー大王 (Alexander III of Macedon, 356BC-323BC)、シーザー (Gaius Julius Caesar, 100BC-44BC)、シャルルマーニュ (Charlemagne, 742-814) [カール大帝とも呼称。小ペピンの後継者としてフランク王国を統治。訳注]、ナポレオン1世、ヒトラーといった人物であるのは実に示唆的である。また、彼らの支配した領域が驚くほど膨大でなかったことも、彼らの支配した期間が驚くほど長期に亘るものでなかったことも、ともに示唆的である。

しかし、仮に連盟が加盟諸国から支持されていたとしても、このような道を辿ったであろうというまさにこの理由で、連盟は加盟諸国の支持を得られず、挫折したのである。連盟が成功裡に機能し、運営されていたならば、前段で述べたような状況を生起させることになった可能性は否定出来ないが、但し、ここまで検討して来た二種類の問題・障害が共時的に発生したが故に、成功の可能性は限りなく皆無に近かったのである。

国家間の政治的紛争を解決する能力も、交渉と合意によって国際的な「現状」の改変を達成する能力も、連盟にはないとわかった時点で、加盟諸国は残されたもう一つの信念に立ち帰り、その必然的な結果——改変を実現するために武力を行使する義務、及び、平和を維持するために戦争に訴える義務——を受容せざるを得なくなった。加盟諸国にとって、歓迎すべからざるこの義務は多大の負担を強いるものであっただけでなく、加盟各国が主権を有する国家であったこともあって、彼らは一様にこの義務を免れようとした。国家の同意に基づく義務は、国家主権を侵害するものではない。換言するならば、主権国家の同意によって成立したものを、必要に応じて、主権国家が破棄してもそれ自体は何ら問題ではないということである。

歴史的に見るならば、規約第19条の「聯盟總會ハ、適用不能ト為リタル条約ノ再審議又ハ継続ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際状態ニ審議ヲ隨時聯盟國ニ逕進スルコトヲ得」という規定が、現実的に機能しないことが明らかになる前に、連盟がその他の条項に従って、平和的手段による重大な政治的危機の解決を果たせなくなる前に、従って、「現状」に不満を抱く諸国がその不満足感を一層増長させ、平和的手段に代わって、恫喝と暴力に訴えるようになる前に、加盟諸国は、片やすべての「現状」に不満な国家が自動的に侵略国家になる危険があるという考え方と、片やすべての侵略に対しては、自動的な制裁の適用が求められ、その結果、戦争行為の発動が求められるという考え方の狭間で落ち着きを失っていた。集団安全保障に対する加盟各国の責任をいかに全うするかという問題は、連盟の設立当初から存在した問題だったのである。

連盟設立最初の1920年に開催された第一回總會において、カナダは連盟規約第10条の規定「聯盟國ハ、聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的独立ヲ尊重シ、且外部ノ侵略ニ対シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス。右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ、聯盟理事会ハ、本条ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」を削除すべきことを明記した。さらに、1923年には、同国は連盟理事会の「具申」が拘束力を有するものか、強制力を伴わない加盟各国の任意の判断に基づくものか、条文上明確でなかったため、理事会の「具申」は加盟各国の任意の判断に委ねられるとの解釈を統一的な見解とすべく總會に提議したが、一票差で敗れた。しかし、加盟諸国の半数が棄権票を投じたこともあって、理事会による戦争行使の義務遂行上、如何なる行動を採るかの最終決定は、専ら加盟各国の自由裁量によるという暗黙の了解が疑問視されることは一度もなかった。さらに事態を複雑にし、最後まで合意に達することが出来なかったことがある。それは、規約第10条に基づく理事会の「具申」が全会一致でなければならないのか、或いは、その場合、当事国を除外しての全会一致なのか、或いは、多数決原理に基づく採択になるのかということである。この不徹底さは驚くに当たらない。何故ならば、第10条の規定に基づき何度となく紛争が理事会に持ち込まれたが、一度として規定

が現実に適用されたことがなかったからである。

他方、加盟諸国は規約第16条に規定された義務条項、即ち、第1項「第一二条、第一三条又ハ第一五条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ総テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス。他ノ総テノ聯盟国ハ、之ニ対シ直ニ一切ノ通商ト又ハ金融上ノ関係ヲ断絶……スヘキコトヲ約ス」及び第2項「聯盟理事会ハ、前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ為使用スヘキ兵力ニ対スル聯盟各国ノ陸海又ハ空軍ノ分担程度ヲ関係各国政府ニ提案スルノ義務アルモノトス」に関しては、第10条の場合と比べて、遵守すべき義務内容の漸進的希薄化に成功して来た。1920年の第1回連盟総会において、スカンジナビア諸国は、制裁行動への参加を免除される加盟国の選任権を理事会に附与するよう提案したことに表されているように、この段階では未だ加盟国の義務はすべての加盟諸国を拘束すると考えられていたのである。しかし、翌1921年の第2回総会では、規約第12条、13条或いは15条に抵触したかどうかの決定は加盟各国の自主的判断に属する義務であるとともに、戦争状態が自動的に戦争を忌避する加盟国の参戦を伴うものなく、また、加盟二国間が戦争状態にあるか否かは、両国の企図の思料に基づき判断されるのではなく、実際の行動に基づき判断されるという決議が採択された。国際法学者によると、こうした法律的な妥協を総会が認容したのは、上記3カ条の解釈に伴う法律的整合性という難題に対処せざるを得なかったからだということであり、確かにその限りでは大きな問題であったことは間違いない。しかし、この難題が同盟規約の起案者たちを悩ませて来たかと問えば、そうではない。連盟設立後にこうした難問に直面せざるを得なかったのは、「戦争手段」(resort to war) や「戦争行為」(act of war) という用語の意味内容の曖昧さということよりも、むしろ、加盟諸国が義務として課せられている自動的制裁の遵守を忌避しようとしたためである。換言するならば、「[規約第16条の] 諸規定が文字通り適用されると、予想し得ない深刻な事態を引き起こす恐れがあり、さらに、[戦争の回避を目的とした] 連盟規約の精神にも悖ることであって、従って、これら諸規定に多少柔軟性を持たせた幅のある解釈——この場合の『解釈』は婉曲

表現そのものではあるけれども——を持たせるべきであると認識されて来たのである。」⁽³⁾もう一つの理由は、制裁を自動的に発動する場合、そのことが自国の経済に甚大な悪影響を与えるだけではなく、制裁を受けた国からの報復攻撃の恐れのあることを、加盟諸国は敏感に察知していたからでもある。

以上述べたことが、規約第10条のみならず、第16条が現実に適用された例証が一度もなかった理由であり、また、1935年の連盟総会で連盟史上唯一イタリアに対する16条規定の適用が提議された際、加盟諸国が完全、即時且つ自動的な制裁を回避すべく既述の第2回総会決議を持ち出した理由である。さらに、加盟諸国が連盟への依存から通常的外交手法へと、連盟規約の基づく義務履行の忌避と同程度に素早く乗り換えたのも、同じ理由からである。連盟の「公開された合意に基づく開かれた盟約」という信条は、規約第18条の規定「聯盟国カ将来締結スヘキ一切ノ条約又ハ国際約定ハ、直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ、聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ。右条約又ハ国際約定ハ、前記ノ登録ヲ了スル迄、其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ」に具現化されている。1921年段階では、早くも、各国間の諸条約が事務局に登録されることがめっきり少なくなり、登録しなくても条約の有効性が減ずるものではないという合意、但し、連盟の審議において、その条約に依拠することを禁止するという合意が成立していた。⁽⁴⁾さらに、ロカルノ条約が締結された1925年になると、加盟諸国は自国の国益の追求のみならず、集団安全保障の確保を優先させる中で、個別の条約や個別の同盟関係——それが連盟事務局に登録されているか否かに拘らず——に依存する傾向が顕著になった。

連盟の実験の日々がこのような結果に終わったことは驚くに当たらない。最大多数の諸国の最も緊切した要求が平和の維持——これこそが、いかに整合性を欠いた形であれ、連盟規約に明記されている抱負であったが——にあった時代であり、尚且つ、制裁行使義務と戦争行使義務が、「現状」——加盟諸国の多くの積極的承認を得ていたわけでも、またそれ自体が不安定な基礎の上に成り立っていた——の維持と緊密に関連付けられていた状態の下にあっては、これ以外の結果

は望むべくもなかった。しかし、連盟の実験はその時代背景に押し流され、この点で不運であったと認めることは、連盟挫折の原因を不運という一言に矮小化することであってはならない。実は、連盟挫折の原因は、その構想の基本的枠組みには——たとえ如何なる時代に適応させようとも——実現可能性が欠落していた、という一段と深い所にある。戦争を仕掛けられた場合、相手国に対して一切懲罰を蒙ることなく他国を攻撃対象とすること許されないという教訓を垂れるべく、戦争という手段に訴え、戦うことは十分に可能である。他方、各国が戦争忌避のために妥協する意思を有していた平和的な状況下にあつては、連盟構想に描かれていたような諸原則の下で、世界を長期に亘って安定的に組織することは不可能なのであつて、論理的な整合性にどれほど裏打ちされていようとも、また、どれほど人々に感銘を与えるものであろうとも、連盟構想が包摂する諸原則では平時における国家間関係の緊張状態に耐え切ることが出来ないのである。最後に、この意味で、連盟の紛争解決の努力が最大限報われたのが、規約第11条であつたことは実に示唆的である。

第11条は、戦争または戦争の脅威が存在する場合、「聯盟国ノ何レカニ直接ノ影響アルト、否トラ問ハス、総テ聯盟全体ノ利害関係事項タルコトヲ茲ニ声明ス。仍テ聯盟ハ、國際ノ平和ヲ擁護スル為適當且有効ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス」と規定し、さらに続けて、「此ノ種ノ事變發生シタルトキハ、事務総長ハ、何レカノ聯盟国ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事会ノ會議ヲ招集」することを認めており、従つて、法学者たちの専門技術的な見解に与したその他の義務条項とは異なり、この条文は「政治家の見識と裁量に幅を持たせる」効果を与えたのである。⁽⁵⁾ この条文規定によって、加盟諸国相互間の政治行動を組織化しようとする時に必然的に随伴する各種の制約を免れなかつた事実是否定出来ない。何故ならば、11条に拠る理事会の決定は紛争当事国を法的に拘束するものではなかつたからである。1931年に日・中2国間の紛争〔所謂、満州事変。訳注〕が第11条に基づき理事会の審議に附され、勧告が公表された時、大国である限り、その勧告に公然と反旗を翻すことが可能であるという事実を、日本の対応が示したことをその好例証

として挙げることが出来る。そのことはともかくとしても、連盟規約のその他の条項がこの11条と同程度の柔軟性を有していたならば、連盟は、たとえ華々しさの点で多少見劣りがしようとも、実際以上に有効な国際的機構として機能していたに違いない。

<第14章了>

- (1) Quincy Wright, *A Study of War* (Chicago, 1942), vol. II, 1060-64. See also, 1064-76, 1332-43.
- (2) *Ibid.* p.1431.
- (3) J. L. Brierly, *The Law of Nations* (2nd edn., 1936), 243.
- (4) Clive Parry, 'Legislation and Secrecy', *Harvard Law Review*, vol.67 (1954), 739-40.
- (5) Brierly, *op. cit.* 233

第15章 第二次世界大戦原因論 (Part One)

1918年以降の国際的な不安定状況が、国際連盟の瓦解に寄与した以上に、直接的には第二次世界大戦（以下、第二次大戦と略記）を引き起こす誘因となったのは間違いないのだが、しかしながら、この不安定な政治状況が第二次大戦の唯一の原因ではない。このことを認識している点で、A.J.P. テイラー氏の『第二次世界大戦の起源』(*The Origins of the Second World War*, London, 1961) は重要な研究である。ただ如何せん、第二次大戦勃発の諸原因を誤った関係性に結び付けて検討している点で、この研究書は不満足なものになっている。それにも拘らず、諸々の原因の相互関係を如何に研究すべきかという点に関しては、その他の研究よりも優れた枠組みを提供していると言える。⁽¹⁾

テイラー氏は次のように述べる。「戦争とはむしろ交通事故のようなものである。交通事故には一般的原因と特殊的原因とが共時的に存在している。あらゆる交通事故の原因は、究極的には内燃機関の発明と人間の場所を移動したいという欲求にある。……しかし……警察や法廷は根本原因を考慮しない。それぞれの事故の特殊的原因——運転者側のミス、速度違反、飲酒運転、ブレーキのかけ損じ、悪い路面等——を捜し求めるのである。戦争でも同じである。『国際的無秩序』は戦争の勃発を可能にはするが、確実にするものではない。……いずれの研究もそれぞれの異なるレベルでは意味がある。相互に補完的であって、排除し合うものではない。第二次大戦にも根本原因はある。しかし、この大戦も特殊な諸事件から生じたのである。従って、これら特定の諸事件を詳細に亘って検討する必要がある。」⁽²⁾

この言説は、議論の出発点として格好の素材を提供してくれる。但し、この点に関しては、後に幾つかの留保と改善すべき点を指摘することになる。言うまでもなく、一般的に戦争の原因に関する混乱と意見の不一致は、主として戦争の勃発を可能にする——さらに言うならば、それを確実にする——客観的条件と戦争を直接的に引き起こす事件や政策決定とを峻別して来なかったことにその原因

がある。

ところで、テイラー氏がこの歴史上の真実を1939年の第二次大戦に如何に適用しているかを検討してみると、氏の手法がとりたてて優れているとは言えない。氏は第二次大戦の所謂「根本原因」として、元々歴史に真摯に向き合う歴史家が全く問題視して来なかった要因を意識的に一蹴することに安住し、そこから、次いで、第二次大戦には一切根本原因なるものはなかったのだという主張を展開する。その上、第二次大戦の導因となった「特定の諸事件」に関する氏の解釈に関しても、論理的に重大な過誤が散見され、その結果、かなり歪曲された形で提示されている。

先の引用が示唆しているように、テイラー氏個人にとっては、第二次大戦の「根本原因」よりも、第二次大戦の導因となった「特定の諸事件」の方が大きな関心事なのである。このことを以って、氏に異を唱えることは出来ない。何故ならば、「いずれの研究もそれぞれの異なるレベルでは意味がある」からである。誰にとっても、況してや二つの異なるレベルの存在を認める人にとっては、根本原因に何らかの考慮を払わずに、第二次大戦の起源に関する研究書を著わすことは出来ないはずである。テイラー氏も、多分に気乗り薄ではあるが、確かに根本原因には触れている。むしろ、氏が触れている根本原因は、その時代に人口に膾炙した「根本原因」であったと言う方が正鵠を射ている。ともかく、氏が根本原因を採り上げる目的は、検討に附した根本原因を——氏にとっては、正当にも——「戯言」(rubbish)として斥けるためなのである。

1930年代には、国際連盟が崩壊し、ヨーロッパは再び「国際的無秩序」状況を迎えた。「歴史家の一部も含めて多くの人々は、これでもう第二次大戦を十分に説明出来ると考えている。ある意味ではその通りである。国家がその主権に対する制限を認めない限り、国家間には戦争が起こるであろう……。だがこの説明の欠陥は、全てを説明するが故に何も説明していないところにある。『国際的無秩序』が例外なく戦争を引き起こすのだとするならば、ヨーロッパ諸国は中世以降

一貫して平和を知らずに来たことになる。」⁽³⁾「ファシズムは『不可避的に』戦争を招来させるとも言われて来た。」事実、ヒトラーとムッソリーニはともに、自己の目的達成のために戦争を賛美し、戦争を脅迫の手段として利用したが、これは何も目新しいことではない。歴史上の政治家連は絶えずそうして来たのである。同時に、「しかし、彼ら政治家連の演説は極めて激しいものであったにも拘らず、長期に亘る平和の時代がそこには存在した。」いずれにしても、「ファシスト独裁者たちですら、勝利のチャンスがなければ戦争を始めることはなかったに違いない。従って、戦争の原因は、独裁者たちの邪悪な言動と同様に、その他の諸国の失策にもあったということになる。」⁽⁴⁾さらに、資本主義が不可避的に第二次大戦を引き起こしたという説明の仕方もある。しかし、「これは全てを説明するが故に何も説明していない一般的説明のいま一つの例証である。……[英・米の]資本主義大国は、戦争を回避しようと最も心を砕いていた二ヶ国であったというだけではない。ドイツを含むあらゆる諸国において、資本家こそが戦争に最も強く反対した階級であった。実際、1939年段階の資本家連を告発する必要があるとしたならば、それは彼らの平和主義と臆病さに対する告発でなければならない……。」⁽⁵⁾ファシスト国家は、没落過程を辿りつつある資本主義の最終段階の国家形態であり、ファシスト国家の経済力は戦争によってのみ維持される、という資本主義戦争必然論的解釈に関しては、ファシスト国家はその経済力を軍備に依存していたわけではなく、さらに言うならば、第二次大戦の勃発に際して、独・伊両国はともに、軍事的に万全の準備を整えていたわけではなかった、というのがテイラー氏の主張である。⁽⁶⁾

これらのテイラー氏の主張には何ら——或いは、ほとんど——誤りはない。(と同時に、何ら新たな主張もないと言うべきであろう。歴史家たちは氏が先に指摘した過ちを、世間一般とは異なりかなり以前に既に斥けて来た事実があるからであり、この点では、世間一般の側も現在では同じような捉え方へと転換していると思われる。)しかしながら、テイラー氏は、「無数の言葉の背後に潜むあるがままの真実」を求めて前進する際——あるがままの真実の探求こそが歴史家に課せ

られた任務であるとしている点で、氏の指摘は正しいのであるが——、所謂「根本原因」なるものは無意味な戯言に過ぎないのであるから、第二次大戦には一切根本原因などはないという立場を採るのである。氏の『第二次世界大戦の起源』の残り三分の二は、1936年から39年にかけて生じた国際的な危機状況の詳細な記述で占められており、第二次大戦の誘因となった特定の諸事件への言及の他には一言隻句もない。テイラー氏自身がこの著書の冒頭部分でその存在を認めるように、第二次大戦に根本原因があったとするならば、それが何であったのかを氏の著書から知ることは凡そ不可能である。

第二次大戦の根本原因という問題に関する限り、我々が以前の研究からそれなりに適切・妥当なことを学んで来たことは間違いない。また、我々がその問題に精通しているならば、突発的事態に対してもその知識を適用することは可能なはずである。テイラー氏の著書の初めの部分には、この点についての賢明な言葉が幾つも散りばめられている。その代表例を採り上げてみよう。1918年の第一次大戦の休戦協定によって、ドイツは敗北を認め、「その代わり、連合国側は——ほとんど自覚しなかったが——現ドイツ政府の存続を認めた。」同様に、ドイツにとって、ヴェルサイユ条約は「貴重な財産」(valuable asset)となった。確かに、この条約にはドイツの新たな侵略行為に対する安全保障規定が盛り込まれていたが、それはドイツ政府の協力を得て初めてその効力が発揮されるものだったからである。つまり、「この条約の最も重要な点は、これが統一ドイツ国家との間で締結された」ことであり、しかも、「いとも無造作に」締結されたことにある。⁽⁷⁾ ドイツは無傷のまま主権国家としての存在を許された結果、ヴェルサイユ条約に対してその設立当初から抵抗の姿勢を採ることが運命付けられており、「第二次大戦では、何はともあれ、第一次大戦の敗北に伴う汚名を雪ぎ、その後の連合国側による終戦処理を覆すべく戦った。」⁽⁸⁾ また、ドイツを無傷のまま存続させた結果、連合国側も必然的に「遅かれ早かれ、ドイツを国際社会の一員として復帰させる」政策を採用せざるを得なかった。換言するならば、「第一次大戦後の状況の推移の中に何らか一貫したパターンを見つけ出そうとする限り、そこにある

のはドイツとの宥和の努力とその挫折の物語というパターンである。」⁽⁹⁾

テイラー氏はこの連合国側の努力が挫折した原因についても明らかにしている。ドイツは、単に無傷のままその存在を許されただけではなく、第一次大戦での敗戦にも拘らず、相対的には非常に強力な国家として存在し続けた。つまり、トルコ、オーストリア、ロシアなど第一次大戦以前のヨーロッパの帝国が次々と崩壊して行く中で、一人ドイツだけは、英・仏両国に伍して、ヨーロッパの列強国としての地位を維持したのである。(この点では、氏がフランスの国力の顕著な弱体化という事実を付け加えておくべきだったかも知れない。)従って、ドイツが「1914年当時と同程度の——もしくは、ほぼ同程度の——大国として」再出発するためには、ひたすらヴェルサイユ条約下で課せられた制限条項の履行に対して、煮え切らない態度を採り続けさえすればよかったのである。(この点でも、後年になって氏自身が強調することになるのだが、ドイツは第一次大戦後には1914年当時と比べてはるかに強力な国家になった、としていた方がより真実に近い。)連合国側は自らが推し進めた政策によって、同等の主権国家としてドイツを扱う羽目になり、しかも、ドイツを同等な国家として扱う限り、ドイツがヨーロッパの最強国にならざるを得なかった。「ドイツ問題は、実は、ドイツの侵略主義とか、軍国主義とか、支配者の邪悪さという類いの問題ではなかった。これらの点は……ただその問題を深刻化させた要素に過ぎない。……問題の核心は政治的であって、道義的ではない。ドイツがどれほど民主的で平和的な国家になっていたとしても、依然としてヨーロッパ大陸の中での飛び抜けた最強国であり続けたことは疑いない。ヨーロッパの舞台からのロシアの退場によって、その様相はこれまで以上に強まった。」従って、ヴェルサイユ条約の桎梏からのドイツの立ち直りは、「その速さといい、その力強さといい、史上例に見えないものであった。」要するに、「1914年以前には、ある種の均衡状態が保たれていた」のに対して、「今やヨーロッパの勢力配置図が根底から——しかも、ドイツにとって有利に——変わったのである。」「かつてはドイツを抑制するために多少なりとも機能していた旧来の勢力均衡状態が崩壊した。」「仮にヨーロッパの政治状況が大戦前の『自由

主義的』な方向に進んで行ったとしても、ドイツにその意思が有るか無しかとは関係なく、ヨーロッパに暗影を投じるドイツを思い止まらせることは誰にも出来なかったに違いない。」⁽¹⁰⁾

テイラー氏の以上の論点に関しても、特に異論はない。但し、停戦協定の締結やヴェルサイユ条約の締結に際して、連合国側が放心状態にあったとか、思慮を欠いていたということを強調することは人を惑わせる言辞である。何故ならば、連合国側にとって、ドイツの占領及び分割が現実的に可能であり——その可能性はなかったのだが——、ドイツの占領及び分割が実施されていた場合には、ヨーロッパに戦争を生起することはなかった——これも非常に疑わしい——ということと言外に意味しているからである。しかし、このことに関して、テイラー氏は同じ著書の前の部分で、ドイツ政府に停戦を認めた連合国側の決定が「崇高にして賢明な動機から」下された⁽¹¹⁾と述べている通り、多少なりともその失言を認めている節がある。ヴェルサイユ条約がドイツの協力を前提としており、従って、ドイツにとって「貴重な財産」であったという氏の主張にしても、すべての条約にはこの種の欠陥が付き物であるということに思いを致すならば、それほど人に感銘を与えるような指摘ではない。それ以外の主張については、注目に値する一つの例外的事例を除き、第二次大戦の根本原因——戦争を惹起する可能性の高い客観条件——に関する歴史家たちの最大公約数的な見解をかなりの程度反映していると言える。

大多数の歴史家が共有するこの見解は、——主権国家が個別に存在する限り——国際的な無秩序状況が必然的に戦争を惹起するという立場を採らないが、しかし、他方、国際的な均衡状況が激しく乱されるという条件下においては、常に戦争を招来させる可能性に直面するということも認める。さらに、ファシズムや資本主義が必然的に戦争を引き起こすという見解にも与しない。その理由は、均衡状況の下では、ファシスト国家も非ファシスト国家も、ともに政治的な自制心を発揮すること、反対に不均衡状況下においては、民主的国家であっても自制心が殺がれる恐れがあることを、歴史家たちは学んで来たからである。しかし一

方では、連合国側が犯した過誤の原因が適応力の欠如と臆病さにあっただけではなく、国際的な不均衡状況によって生み出された問題のその大きさにもあったことを認めるのと同じように、戦間期における国際的な不均衡状況の激化によって、ファシズムそのものが極端化して行ったこと、さらに、ファシスト独裁者たちも、勝利のチャンスがないと判断する限り、戦争行為には出ないとするならば、まさに彼らに勝利のチャンスを与えたのが、この国際的な不均衡状況であったことを認めるのである。確かに、適応力の問題は避けて通れない。この点で、連合国側、さらにはアメリカとソ連がドイツに対する包囲政策の必要性に気付くのが遅すぎた、というテイラー氏の指摘は正鵠を射ている。但し、気付くのに時間がかかり過ぎたのは、偏にドイツのヨーロッパにおける優越的地位への復帰のスピードがあまりに速かったからである。

他方で、当時の政治情勢が極度の不均衡状態を呈していたというまさにその理由から、ドイツが第二次大戦を戦ったのは、「何はともあれ、第一次大戦の敗北に伴う汚名を雪ぎ、その後の連合国側による終戦処理を覆す」ためであったというだけでは充分ではないということを、大多数の歴史家は認める——この点がテイラー氏の主張の正当性を揺るがす一つの例外的事例である——。この不充足さを満足させるために、彼ら歴史家はテイラー氏のこの論点を打ち遣って、ドイツは何かそれ以上のものために戦ったという氏の他の論点——即ち、ヒトラーとムッソリーニの「成功欲」が桁外れに大きかったという論点、⁽¹²⁾また、「ドイツにその意思が有るか無しかとは関係なく、ヨーロッパに暗影を投じるドイツを思い止まらせることは誰にも出来なかった」という論点——を受け入れようとする。テイラー氏の交通事故と戦争のアナロジーに引き戻して言うならば、このことは次のようになる。あらゆる交通事故は、内燃機関の発明と人間の場所を移動したいという欲求に原因があるというよりも、むしろ個別具体的には、慎重な運転に欠かせない自制心の欠如や道路の整備状況等の悪条件に原因がある。故に、あらゆる戦争は、「国際的な無秩序」によって引き起こされるというよりも、むしろ個別具体的には、国際政治システム内における自制心の欠如や秩序維持の諸条件

の欠落・欠陥によって引き起こされる。

こうしたテイラー氏の主張の大筋の流れに不同意を表明出来ないのならば、テイラー氏がこれらの主張と第二次大戦の根本原因とのかかわりについて触れていないことにも不満の声を上げることは出来ない。この点に関して、氏の『第二次世界大戦の起源』の前半部分三分の一には優れた指摘が見られる。ドイツの第二次大戦における戦争目的が如何なるものであれ、「第一次大戦が第二次大戦を説明するとともに、実際、ある事件が他の事件の原因になるという意味では、第一次大戦が第二次大戦を引き起こしたと言える。」⁽¹³⁾ドイツが統一を保ち得たこと、しかも列強国として保ち得たことに関しては、「第二次大戦は第一次大戦における連合国側の勝利から、また、この勝利の利用の仕方から生じた」、つまり、ドイツに統一と力を保持させておくという連合国側の決定が「究極的には第二次大戦を齎す」ことになったのである。⁽¹⁴⁾ところが、こうした当初の至当な指摘にも拘らず、テイラー氏は1936年以降のことになると、第二次大戦の根本原因には一切触れなくなる。その主たる理由は、氏が第一次大戦に起因する不均衡状況の激化に関する上述の論証をうっかり失念し、その上、この不均衡状況と第二次大戦との有機的関連への関心をそっくり失くしてしまったからである。その結果、氏はオーストリアの瓦解を端緒とするヨーロッパの勢力関係の不均衡状況の公然化に伴って派生して来た「特定の諸事件」を、氏独自の一方風変わりな解釈を施して打ち出すことになるのである。

<続く>

- (1) A. J. P. Taylor, *The Origins of the Second World War* (London, 1961) [邦訳には『第二次世界大戦の起源』吉田輝夫訳(中央公論社, 1977年)がある。本文中の邦訳部分は加筆・修正の上引用した。] 本章は上梓以前, *The Historical Journal*, Vol.4, No.2, 1961に書評論文として掲載されたものを、多少の加筆と修正を施して書き直したものである。
- (2) Taylor, *op. cit.* 102-03.
- (3) *Ibid.* 102.

- (4) *Ibid.* 103.
- (5) *Ibid.* 104.
- (6) *Ibid.* 104–05.
- (7) *Ibid.* 23–24.
- (8) *Ibid.* 18.
- (9) *Ibid.* 34.
- (10) *Ibid.* 20–24
- (11) *Ibid.* 21.
- (12) *Ibid.* 106.
- (13) *Ibid.* 19.
- (14) *Ibid.* 20–21.